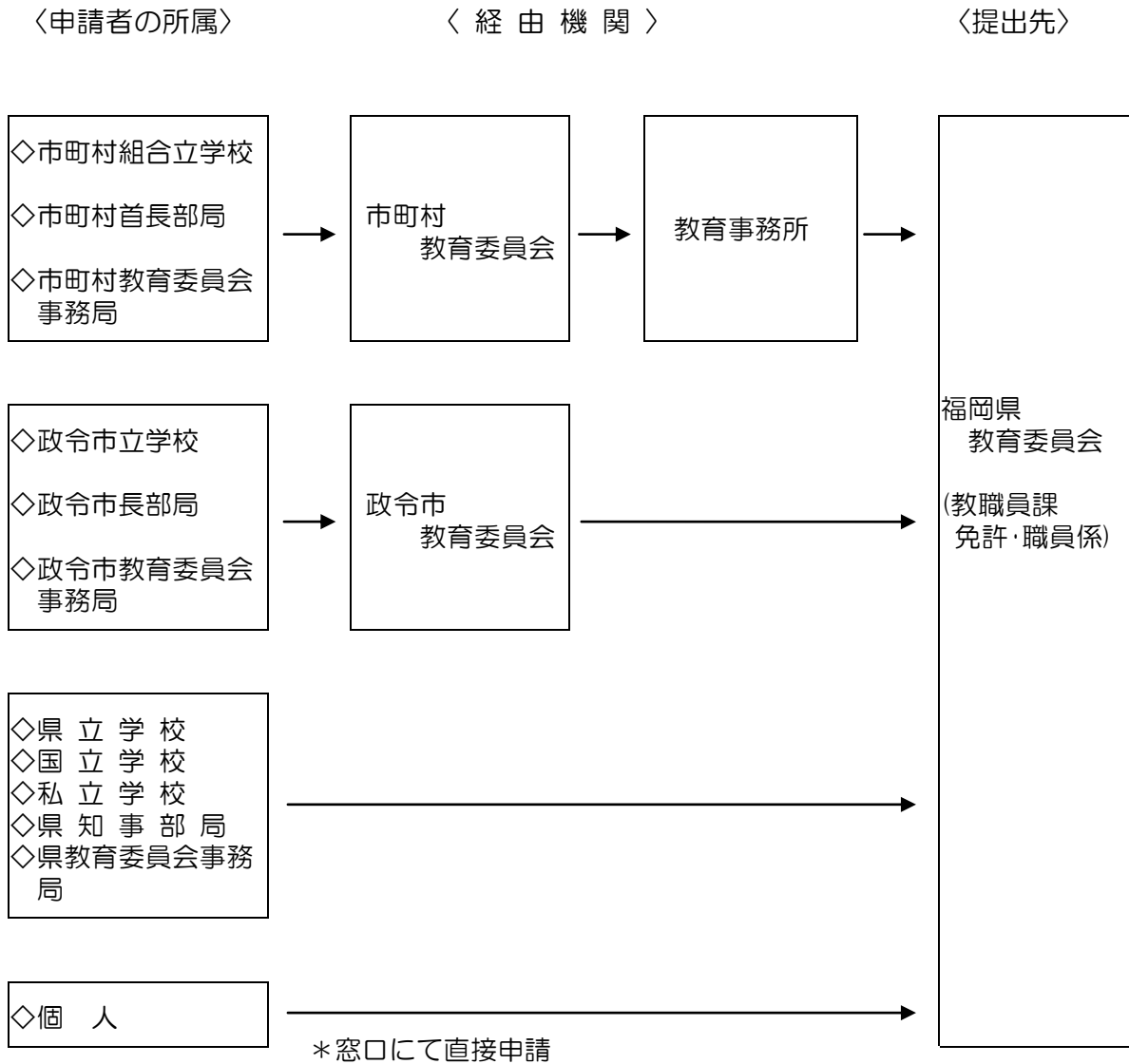


Ⅲ 申 請

1 各種申請の流れ



※ 教育委員会事務局勤務等の兼務者については、現在勤務している所属から申請を行う。

2 申請の方法

申請に当たっては、各申請者の修了確認期限の2ヶ月前までに行ってください。
修了確認期限の2ヶ月前を過ぎると申請できません。（→p 1 2参照）

（1）市町村組合立学校

- ① 申請者は必要書類を揃え、学校長に提出する。
- ② 学校長は所属職員の申請書類をとりまとめの上、管轄の教育委員会に提出する。

（2）県立学校・国立学校・私立学校

- ① 申請者は必要書類を揃え、学校長に提出する。
- ② 学校長は所属職員の申請書類をとりまとめの上、福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係に提出する。

（3）県教委事務局・県知事部局

- ① 申請者は必要書類を揃え、所属長に提出する。
- ② 所属長は所属職員の申請書類をとりまとめの上、福岡県教育委員会（福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係）に提出する。

（4）市町村組合教育委員会（*政令市を除く。）

- ① 申請者（教委事務局勤務者）は必要書類を揃え、所属長に提出する。
- ② 所属長は所属職員の申請書類をとりまとめの上、市町村教育委員会担当課・係に提出する。
- ③ 担当課・係は、管轄の学校、教委事務局等からの申請書類を各教育事務所（総務課教職員係）に提出する。

（5）政令市教育委員会

- ① 申請者（市教委事務局勤務者）は必要書類を揃え、所属長に提出する。
- ② 所属長は所属職員の申請書類をとりまとめの上、政令市教育委員会担当課・係に提出する。
- ③ 担当課・係は、管轄の学校、教委事務局等からの申請書類を福岡県教育委員会（福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係）に提出する。

（6）市町村首長部局

- ① 申請者は必要書類を揃え、所属長に提出する。
- ② 所属長は所属職員の申請書類をとりまとめの上、当該市町村教育委員会担当課・係に提出する。

（7）上記以外

- 申請者は必要書類を揃え、福岡県教育委員会（福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係）に直接持参し、提出する。

3 申請書類

(1) 更新講習修了確認

- ① 更新講習修了確認申請書（様式第10号の2）・・・（p55）
- ② 【初めて更新等（延期、免除等を含む。）の手続を行う者】
所持するすべての免許状の写し（又は授与権者発行の「授与証明書」原本）
＊授与証明書については、同一校種かつ同一教科の免許状を有する場合は、上位の免許状のもので足りる。（例）中2種(数)、中1種(数) → 中1種(数)でよい。
- ※【2回目以降の更新等（延期、免除等を含む。）の手続を行う者】は、②の代わりに「更新講習修了確認証明書」「免許状更新講習免除証明書」「修了確認期限延期証明書」「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」のいずれか
- ③ 「免許状更新講習修了証明書」又は「免許状更新講習履修証明書」
- ④ 福岡県領収証紙納付書（手数料3,300円分の福岡県領収証紙貼付）・（p59）

(2) 免許状更新講習の免除認定

- ① 免許状更新講習免除申請書（様式第10号の3）・・・（p56）
- ② 【初めて更新等（延期、免除等を含む。）の手続を行う者】
所持するすべての免許状の写し（又は授与権者発行の「授与証明書」原本）
＊授与証明書については、同一校種かつ同一教科の免許状を有する場合は、上位の免許状のもので足りる。（例）中2種(数)、中1種(数) → 中1種(数)でよい。
- ※【2回目以降の更新等（延期、免除等を含む。）を行う者】は、②の代わりに「更新講習修了確認証明書」「免許状更新講習免除証明書」「修了確認期限延期証明書」「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」のいずれか
- ③（表彰を受けたことによる申請の場合）表彰状の写し
- ④ 福岡県領収証紙納付書（手数料3,300円分の福岡県領収証紙貼付）・（p59）

(3) 修了確認期限の延期

- ① 修了確認期限延期申請書（様式第10号の4）・・・（p57）
- ② 【初めて更新等（延期、免除等を含む。）の手続を行う者】
所持するすべての免許状の写し（又は授与権者発行の「授与証明書」原本）
＊授与証明書については、同一校種かつ同一教科の免許状を有する場合は、上位の免許状のもので足りる。（例）中2種(数)、中1種(数) → 中1種(数)でよい。
- ※【2回目の更新等（延期、免除等を含む。）を行う者】は、②の代わりに「更新講習修了確認証明書」「免許状更新講習免除証明書」「修了確認期限延期証明書」「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」のいずれか
- ③ 延期事由があることを証する書類
○心身の故障による休職（病気休職）、病気休暇
→（例）辞令の写し、「休暇等届・承認簿」等の写し、等
○専修免許取得のための大学院課程在学 → 在学証明書
- ④ 福岡県領収証紙納付書（手数料1,700円分の福岡県領収証紙貼付）・（p59）

(4) 改正法附則第2条第3項第3号の確認

- ① 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書（様式第10号の5）・・・（p58）
- ② 【初めて更新等（延期、免除等を含む。）の手続を行う者】
所持するすべての免許状の写し（又は授与権者発行の「授与証明書」原本）
*授与証明書については、同一校種かつ同一教科の免許状を有する場合は、上位の免許状のもので足りる。（例）中2種(数)、中1種(数) → 中1種(数)でよい。
- ※【2回目の更新等（延期、免除等を含む。）を行う者】は、②の代わりに「更新講習修了確認証明書」「免許状更新講習免除証明書」「修了確認期限延期証明書」「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」のいずれか
- ③ 「免許状更新講習修了証明書」又は「免許状更新講習履修証明書」
- ④ 福岡県領収証紙納付書（手数料3,300円分の福岡県領収証紙貼付）・・・（p59）

4 申請後の各種証明書の本人への通知方法

申請者の所属	通知方法
県立学校 国立学校 私立学校	県教委 → 各学校 → 本人
市町村組合立学校 （*政令市以外）	県教委 → 教育事務所 → 市町村教委 → 各学校 → 本人
政令市立学校	県教委 → 政令市教委 → 各学校 → 本人
県教委事務局 県知事部局	県教委 → 本人
市町村組合教委事務局、市町村首長部局 （*政令市以外）	県教委 → 教育事務所 → 市町村教委 → 本人
政令市教委事務局 政令市長部局	県教委 → 政令市教委 → 本人
上記以外	県教委 → 本人